児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
に関する意見募集の結果について

令和７年９月25日
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について、令和７年７月７日（月）から令和７年８月７日（木）まで御意見を募集したところ、計２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
１	小規模保育事業は制度上新しいことから幼稚園等と比べ勤続年数が長くはなり得ない（それにより給与平均も高くなり得ない）ことなど、保育士を目指す学生や一般の保護者にとって、数値が誤った解釈をされないように十分配慮して公開してほしい。また、事業累計によって指標の値に差がでることは避けられないような注意書きを閲覧者が見えるところに表記すべき。	御意見として承ります。
２	指定地域試験機関の指定について、他の法令との均衡上、裁量の余地のない欠格事由については、一般の罰則違反を拘禁刑以上の場合に限定し、罰金以下の刑の場合を児童福祉に関する法令違反に限定するべき。	指定地域試験機関の指定に係る欠格事由については、既に児童福祉法施行令上規定されている、指定試験機関の指定に係る欠格事由との均衡を図る観点から設定しております。 こうした欠格事由の規定に基づき、地域限定保育士制度が適切に運用されるよう、しっかりと対応してまいります。